

ご利用ください

インターネット議会中継

仕事や子育てなどで傍聴に出かけることができない方も、ご自宅のパソコン等で本会議の様子をご覧になれます。

【配信内容】本会議のライブ映像と録画映像

※録画映像は、過去の会議を会議名や議員名、用語などで検索できます。

【アクセス方法】市ホームページからご覧ください。

【問合せ】議会事務局 ☎551・1523

保健師嘱託員を募集

【募集人員】若干名

【雇用期間】8月1日～平成31年3月31日(翌年度以降、期間の更新の制度あり)

【受験資格】保健師の資格を有する方

【報酬】月額260,400円

【勤務時間】月～土曜日のうち週4日勤務・月16日以内。原則、午前8時30分～午後5時15分(7時間45分)

※水曜日は午前11時15分～午後8時までのローテーション勤務あり

【試験方法】面接(7月3日)

平成31年度採用の職員採用説明会を開催します

【日時】7月21日(土)

〈第1回〉午前10時～正午

〈第2回〉午後2時～4時

【場所】もくせい会館3階会議室

【申込期間】6月19日(火)～7月18日(水)

※対象となる方、申込方法など詳細については、市ホームページをご覧ください。

【問合せ】職員課 ☎551・1589

日(火)

【申込み】6月18日(月)～29日(金)(土・日曜日を除く)

の間に、本人が履歴書(写真貼付)および資格を有することを証明できるもの(原本および写し)を

市役所第一棟5階職員課(☎551・1589)へ

持参、または郵送(〒197-8501福生市本町5

※6月29日(金)必着)してください。

福生市まちづくりに資する寄附金(ふるさと納税)

5月1日から31日までの間に匿名で2名の方から75,000円のご寄附をいただきました。寄附金は、寄附者のご希望等に応じ、有効に活用させていただきます。

(平成30年度累計3件・8万円)

【問合せ】契約管財課管財係 ☎551・1535

【マイナンバーカード申請サポートを実施します!】

市では、マイナンバーカードの交付申請のお手伝いをします。

○マイナンバーカードは

・公的な身分証明書として

使えます。

・全国のコンビニで住民票等の証明書が取得できます。

【サポート内容】申請用写真の撮影と申請書の書き方サポート、スマートフォンによる申請サポート

【実施日】7月5日(木)・12日(木)・21日(土)・24日(火)・8月7日(火)・18日(土)・23日(木)・30日(木)

【時間】午前8時30分～11時、午後2時～4時

【受付場所】市役所1階7番総合窓口課

【対象】市に住民登録のある方

【持ち物】①通知カードの下部に付いている申請書

②印鑑

③本人確認書類

・住民基本台帳カード(顔写真付きのもの)、運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書等、官公署が発行した顔写真付き身分証明書の場合は1点。

・健康保険証、年金手帳、キャッシュカード等顔写真のないものは2点。

【問合せ】総合窓口課 ☎551・1595

年金だより

▼付加保険料を納付すると、大変お得です!

付加保険料とは、第一号被保険者・任意加入被保険者の方が対象で、国民年金保険料とあわせて付加保険料(月額400円)を納付することで、将来受け取る老齢基礎年金に付加年金が上乘せられ、年金額を増やすことができる制度です。

付加年金の受給額は「200円×付加保険料納付月数」となり、受け取る付加年金は定額のため、物価などによって増額・減額はしません。

例：付加保険料を10年間(120月)納付した場合

・納付額 400円×120月 48,000円

・受給額 200円×120月 24,000円

この場合、毎年24,000円の付加年金が老齢基礎年金に上乘せられることになり、2年間受け取ると納めた保険料と同額になるため大変お得です。※国民年金基金に加入中の方は、付加保険料を納付できません。

【問合せ】保険年金課保険年金係 ☎551・1670

住宅改修に対する固定資産税減額のお知らせ

耐震やバリアフリー、省エネのために住宅を改修した場合、申告により固定資産税を減額できる制度があります。詳細は次のとおりです。

【耐震改修工事をした場合】平成32年3月までに、現行の耐震基準に適合させるための改修工事が完了し、次の①～③の要件をすべて満たす住宅は、工事完了の翌年度の固定資産税が一戸当たり120㎡相当分までを限度に2分の1(平成29年4月以降に改修工事を行ない、長期優良住宅に認定された場合は3分の2)減額されます。

住宅改修に対する固定資産税減額のお知らせ

耐震やバリアフリー、省エネのために住宅を改修した場合、申告により固定資産税を減額できる制度があります。詳細は次のとおりです。

【耐震改修工事をした場合】

平成32年3月までに、現行の耐震基準に適合させるための改修工事が完了し、次の①～③の要件をすべて満たす住宅は、工事完了の翌年度の固定資産税が一戸当たり120㎡相当分までを限度に2分の1(平成29年4月以降に改修工事を行ない、長期優良住宅に認定された場合は3分の2)減額されます。

- ①昭和57年1月1日以前に建築された住宅
- ②現行の耐震基準に適合する改修工事であること
- ③費用が50万円超のもの

【バリアフリー改修工事をした場合】

平成32年3月までにバリアフリー改修工事を完了し、次の①～④の要件をすべて満たす住宅は、工事完了の翌年度の固定資産税が一戸当たり100㎡を限度に3分の1減額されます。

- ①新築された日から10年以上を経過した住宅で、居住部分の割合が2分の1以上のもの(賃貸を除く)
- ②改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下のもの
- ③次のいずれかの方が居住する既存の住宅
  - 65歳以上の方
  - 要介護認定または要支援認定を受けている方
  - 障害のある方
- ④補助金などを除いた自己負担額が合計50万円超のもの

【省エネ改修工事をした場合】

平成32年3月までに現行の省エネ基準に適合させるための改修工事が完了し、次の①～③の要件をすべて満たす住宅は、工事完了の翌年度の固定資産税が一戸当たり120㎡を限度に3分の1(平成29年4月以降に改修工事を行ない、長期優良住宅に認定された場合は3分の2)減額されます。

- ①平成20年1月1日以前に建築された住宅で、居住部分の割合が2分の1以上であるもの(賃貸を除く)
- ②改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下のもの
- ③次のいずれかの工事を行ない、補助金などを除いた自己負担額が50万円超のもの
  - 窓の改修工事(必須工事)
  - 床・天井・壁の断熱などの改修工事

※いずれの工事も完了後3か月以内に申告してください。減額措置や申告方法、添付書類等の詳細については課税課資産税係へお問い合わせください。

【問合せ】課税課資産税係 ☎551・1614

7月の無料相談【問合せ】秘書広報課広報広聴係 ☎551・1529

相談内容	実施日	時間	場所	備考
人権の上相談・行政相談	4日(水)	午後1時30分～4時30分	市役所1階第一相談室	予約制、先着6人(1人30分) ※相談日1か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
登記相談	5日(木)			
相続遺言等暮らしの手続き相談	10日(火)			
税務相談	26日(木)			
法律相談	6日(金)・11日(水)・18日(水)・25日(水)	午後1時30分～4時	市役所1階第一相談室	予約制、先着6人(1人30分) ※相談日6日前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
交通事故相談	19日(木)			
少年相談	20日(金)	午前9時～午後4時30分	市役所1階第一相談室	予約制、警視庁八王子少年センター ☎042・679・1082へ。相談日当日は秘書広報課広報広聴係へ。
介護保険相談	毎週月・火・木・金曜日	午前9時～午後4時	市役所1階介護福祉課	介護福祉課介護保険係 ☎551・1764
子ども相談	毎週月～土曜日	午前8時30分～午後5時15分	子ども家庭支援センター(子ども応援館1階)	子どもと家庭の相談・児童虐待に関すること。子ども家庭支援センター ☎539・2555
教育相談	毎週月～土曜日	午前8時30分～午後5時15分	教育相談室(子ども応援館2階)	教育についての悩み全般に関すること(要事前連絡)。教育委員会教育相談室 ☎551・7700
消費者相談	毎週月・水・金曜日	午前10時～正午、午後1時～4時	消費者相談室(もくせい会館1階)	シティセールス推進課産業活性化グループ ☎551・1699
事業資金相談	12日(木)	午前10時～午後4時	商工会相談室	商工会 ☎551・2927 ※対象は市内の小規模事業者

【その他の相談】市政・市民相談、国民年金相談、ひとり親家庭相談、健康相談、育児相談(市役所代表 ☎551・1511)、心の相談、成年後見制度相談、リハビリ相談、権利擁護相談、心配ごと相談(福祉センター ☎552・5027)